

## 埼玉県吉川市教育委員会

幼児児童生徒人口／総人口 9178人/73069人  
 医療的ケアを必要とする児童数 1人  
 医療的ケア看護職員数 2人

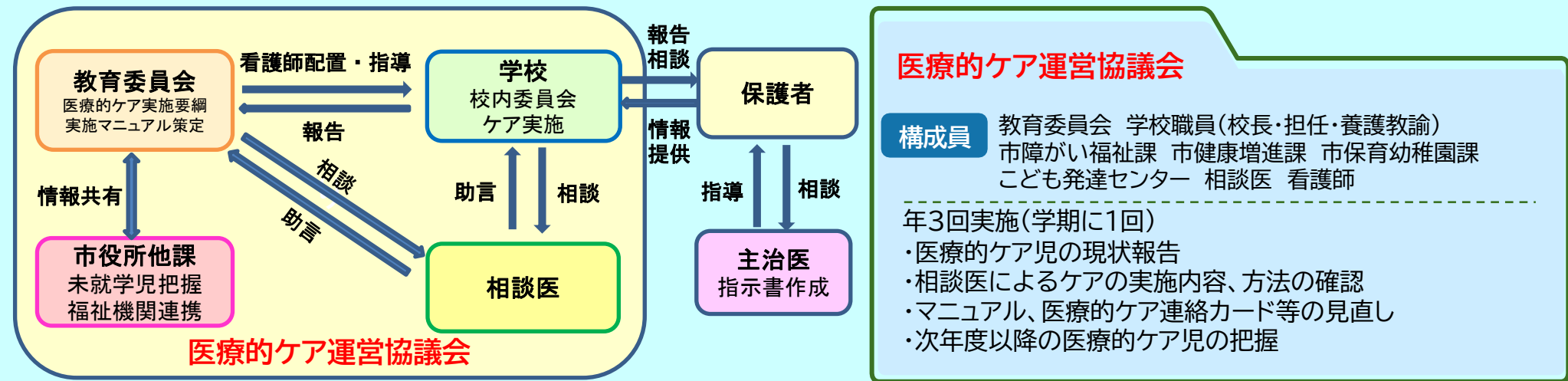
## 本事業の構想

本市において通常の学級に医療的ケア児を受け入れるにあたっては、医療的ケアへの理解促進、医療的ケア児への適切な就学相談、看護師の確保、関係機関との連携・協力体制の構築等、課題が山積しているのが現状である。本事業では、3年間の期間をかけて、小規模自治体における小学校等に通う医療的ケア児が適切に支援を受けられる支援体制を構築していく。

## 取組の概要

	R3(1年目)	R4(2年目)
課題等	医療的ケア児を受け入れるための教育委員会・学校の実施体制の整備	継続的な医療的ケア実施のための体制強化と更なる協力体制の構築
事業の目標	教育委員会・学校の実施体制を構築する	医療的ケアの実施体制整備に係る機関への協力依頼及び関係強化
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育委員会の体制整備               <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケア実施要綱、医療的ケア実施マニュアル、運営協議会の設置要綱等の作成</li> <li>・医療的ケア運営協議会の実施</li> </ul> </li> <li>○学校の体制整備               <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対応マニュアルの作成</li> <li>・担任・看護師・保護者との連携方法の確認</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療的ケア運営協議会の実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>・構成員の見直し</li> <li>・他課との情報共有、今後の医療的ケアニーズの把握</li> <li>・看護師、学校の意見を吸い上げ、よりよい医療的ケアの実施方法の検討</li> </ul> </li> <li>○他市町村・特別支援学校・保健所等との情報交換</li> </ul>
成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケア運営協議会において、医療的ケア実施要綱、医療的ケア実施マニュアルを検討し、運用を行った。教育委員会、学校、保護者、医療機関のそれぞれの役割を確認しながら医療的ケアを実施することができた。</li> <li>・教育委員会が作成した医療的ケア連絡カードを活用し、担任・看護師・保護者との連携を図ることで、主治医への相談が円滑に行われ、学校での医療的ケアの改善につながった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケア運営協議会において、未就学児の情報共有をし、中長期的に医療的ケアのニーズを把握することができた。他課がそれぞれ持っている情報をいつ、どのように共有したらよいかを明確にし、福祉、保育、幼児教育、学校教育と円滑な接続ができる体制づくりについて共通理解を図ることができた。</li> <li>・学校現場の声を生かして、実施マニュアル、緊急対応マニュアル、医療的ケア連絡カード、を見直し、実際の活用にあつたものに改訂した。</li> </ul>

## 医療的ケアの実施体制等



## 医療的ケア看護職員の雇用・配置方法

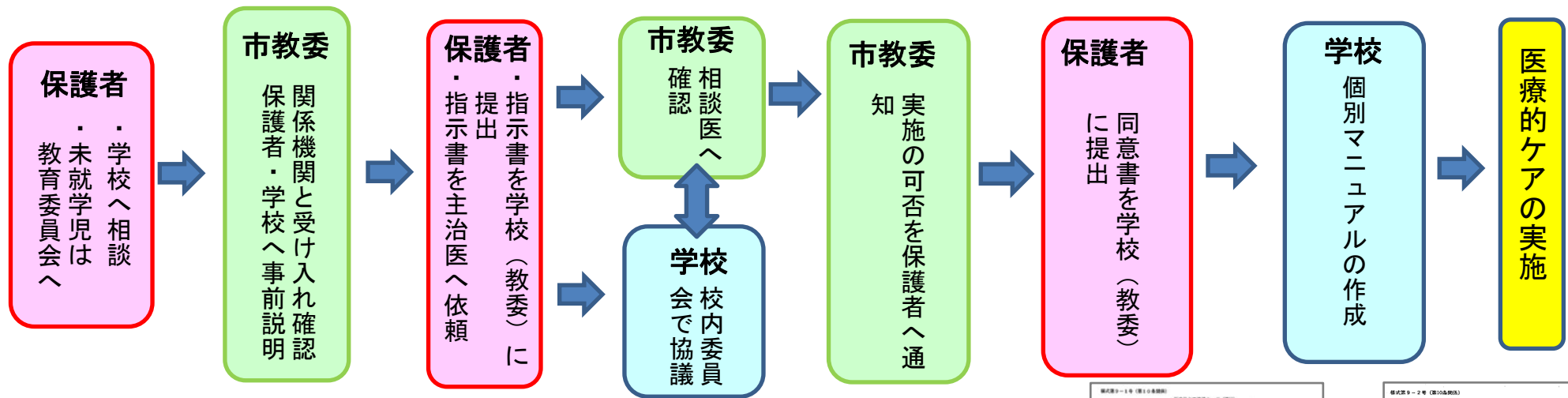
看護師を配置した拠点校で医療的ケア児を受け入れる

- ・会計年度任用職員として配置
- ・勤務時間は10時～15時の1日5時間
- ・医療的ケアを実施していない時間は、医療的ケア児の支援を行う
- ・2人体制で週3日と週2日に分けて勤務
- ・各紙求人募集により看護師を確保

## 学校等における医療的ケアの実施に関する関係者の役割

教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 医療的ケアの実施状況を把握し、指導を行う。</li> <li>● 医療的ケア運営協議会の開催</li> <li>● 看護師等の配置及び施設整備</li> </ul>
校長	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校における医療的ケアの実施に関する全般について把握し、安全で確実に医療的ケアが実施されるよう管理・運営する。</li> </ul>
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 医療的ケアを受けている児童生徒の健康状態や医療的ケアの実施状況全般について把握する。</li> </ul>
医療的ケア看護職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 医療的ケア実施指示書に基づき、医療的ケアを実施する。</li> <li>● 医療的ケアに関して、教員に指導助言を行う。</li> </ul>
主治医	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 校内で医療的ケアを実施するに際して、教育委員会や学校から依頼されたことについて意見並びに指示・助言をする。</li> </ul>
相談医 学校医	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 主治医と連携し、必要に応じて指導を行う。</li> <li>● 医療的ケアの進捗について校長から適宜報告を受け、指導助言をする。</li> </ul>
保護者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象児童生徒の健康状況等について報告するなど、学校に確実に情報提供を行う。</li> </ul>

## 医療的ケア児の受入れまでの主な流れ



### トピック

### 学校・看護師・家庭との連携

### 医療的ケア 連絡カード

医療的ケア連絡カードを使用し、毎日保護者と看護師とで児童の健康状態の把握、実施したケアの報告をきめ細やかに行っている。また、看護師2名体制のため、看護経過記録を用いて児童の状態やケアについての引継ぎを行っている。連絡カード、看護経過記録は学校管理職に提出し、学校・看護師・家庭の三者で医療的ケアの実施状況を共有している。

保護者記入

看護師記入

## 医療的ケアの実際

### 【ケアの内容】 導尿

【実施回数】 看護師による導尿を1日2回実施。  
夏季水泳学習の日は、水泳学習前に1回行い、1日3回とする。

【実施場所】 多目的トイレ

### 【看護師と保護者との連絡】

医療的ケア連絡カードを通して、児童の体調や医療的ケアの実施状況を伝える

### 【教育委員会への連絡】

学校より看護経過記録、医療的ケア連絡カードを毎月提出する

看護経過記録

## 成果・次年度の取組

- 実際に医療的ケアを実施する看護師の意見をもとに、看護経過記録、連絡カードの書式を改訂。現場での作業の効率化を図ることができた。
- 医療的ケア運営協議会において、将来的に医療的ケア児として受け入れる可能性のある幼児の情報収集ができた。
- 学校医を医療的ケア運営協議会の参加者とし、緊急時の対応を含め連携を深める。
- 看護師の確保のためのネットワークの拡充。従来の求人募集方法では、看護師の確保が難しい。